



2022年8月25日

各 位

会社名 株式会社ゼロ
代表者名 代表取締役社長 北村 竹朗
(コード番号 9028 東証スタンダード)
問合せ先 取締役グループ戦略本部長 高橋 俊博
(TEL. 044-520-0106)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、2022年9月28日に開催を予定しております当社76回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 事業目的の記載の変更

当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会予定日：2022年9月28日(水)

定款変更のための効力発生日：2022年9月28日(水)

以 上

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 39. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>40. (条文省略)</p> <p>第3条 ～ 第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 ～ 第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～ 39. (現行どおり)</p> <p><u>40. 電気自動車の充電サービス事業</u></p> <p><u>41. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p><u>42. (現行どおり)</u></p> <p>第3条 ～ 第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第16条 ～ 第49条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |